



平成 21 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社エス・サイエンス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 廣治
(コード番号 5721 東・大証第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 甲佐 邦彦
(TEL 03 - 3216 - 6431)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 9 日開催の取締役会において、当社第 90 期定時株主総会における「定款の一部変更についての付議」を一部変更することを決議いたしましたので、平成 21 年 5 月 29 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正をお知らせいたします。

記

1. 訂正理由
剰余金の配当等の決定機関については、変更を行わず現定款のままとするためであります。
2. 訂正箇所
 - ・ 変更の理由 (1 ページ、(4))
 - ・ 定款変更の内容 (3 ページ～4 ページ、第 30 条)
3. 訂正の内容
訂正箇所には (網かけ) をしております。
 - ・ 変更の理由
(訂正前)
 - (1) ～ (3) 本文省略
 - (4) 会社法第 459 条 1 項の定めにより剰余金の配当等の決定機関を変更するものであります。
(現行定款第 30 条)
 - (5) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。
(訂正後)
 - (1) ～ (3) 本文省略
 - (4) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

- 定款変更の内容
(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条～第29条 (条文省略)</p> <p>第30条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。剰余金の配当には利息をつけない。</p> <p>第31条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (剰余金の配当) 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>2 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。剰余金の配当には利息をつけない。</p> <p>第30条～第31条 (現行どおり)</p>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第31条 (現行どおり)</p>

以 上